

令和6年度

目黒区特定教育・保育施設
(私立認可保育所) の
指導検査について
【保育内容編2】

配信期間：令和7年3月17日（月）から6月30日（月）まで
目黒区保育計画課 保育施設指導検査係



保育内容の説明項目

1 令和6年度指導検査の主な文書指摘事項及び口頭指導事項

2 保育所保育指針の徹底について

- (1) 全体的な計画及び指導計画等の作成と保育内容等の評価
- (2) 子どもの人権に配慮し、人格を尊重した適切な保育

3 児童一人ひとりに応じた保育の徹底について

- (1) 児童の健康状態の把握
- (2) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

4 安全対策の徹底について

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策
- (3) プール活動・水遊びや園外保育時間、その他保育中の事故防止対策



3 児童一人ひとりに応じた 保育の徹底について

(1) 児童の健康状態の把握

(2) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供



3 児童一人ひとりに応じた保育の徹底について

(1) 児童の健康状態の把握

【健康状態の把握の観点】

- 保健計画を作成しているか。
- 日々の健康状態を観察しているか。
- 健康診断を適切に行っているか。
- 健康診断の記録を作成しているか。また、保護者と結果について連絡をとっているか。
- 身長、体重の測定を定期的に行っているか。
- 予防接種や感染症罹患歴を把握しているか。



3 児童一人ひとりに応じた保育の徹底について

(1) 児童の健康状態の把握

㊦ 健康診断を適切に行っているか。

1年に2回の定期健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

㊦ 身長、体重の測定を定期的に行っているか。

子どもの健康様態並びに発育、発達状態について、定期的、継続的に、また必要に応じて随時把握すること。

㊦ 予防接種や感染症罹患歴を把握しているか。

感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じよう努めなければならない。

根拠法令：都条例第14条・第46条
保育所保育指針第3章

3 児童一人ひとりに応じた保育の徹底について

(2) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

【食物アレルギー児対応の観点】

ゆ 食物アレルギーの児童に**安全**、**確実**な対処方法が確立されているか。

- ◆ 医師の診断、指示に基づき適切な対応を行う
- ◆ 「生活管理指導表」を活用し保護者等と情報共有する

○ 危機管理体制が構築されていること。

- ・ 配慮や管理が必要なアレルギー児の把握と対応及び根拠となる書類の扱い
- ・ 園内体制の整備
- ・ 配慮が不要となった場合の対応
- ・ 保護者との連携
- ・ エピペン、アレルギー内服薬の管理、保管、取扱い（園外への持ち出し含む）



3 児童一人ひとりに応じた保育の徹底について

(2) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

【人的エラーを減らす方法の具体例】（食物アレルギー対応）

- * 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- * アレルギー児の食事を調理する担当者を明確にする。
- * 材料を入れる容器、食事を提供する容器、トレイの色や形を変える。
- * 調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。
- * 食事中は職員が側から離れないようにする。土曜日等は特に注意する。
- * 加工食品等の使用食材の確認（原材料表記）をする。



根拠：保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

3 児童一人ひとりに応じた保育の徹底について (2) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

【配慮が必要な児への対応の観点】

② 月齢にあった献立内容が作成されているか。

離乳食、3歳未満児と3歳以上児に配慮した献立提供か

② 一人ひとりの月齢、発達に見合った形態で提供しているか。

咀嚼の様子、歯の生え具合等を確認し、家庭と連携し形態、大きさ、固さを確認しながら提供しているか

② 配慮が必要な児の食事に対して合理的な配慮がされているか。

年齢ではなく、個々にあった配慮がされているか



4 安全対策の徹底について

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策
- (3) プール活動・水遊びや園外保育時間、
その他保育中の事故防止対策



4 安全対策の徹底について

(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策

【乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策の観点】

➤ 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。

➤ 睡眠チェック表を作成しているか。

- 乳幼児突然死症候群予防の観点から、医学上の理由を除き、うつ伏せ寝を避け、**仰向けに寝かせ**、**睡眠中の状態**をきめ細かく**観察**する等、基本事項を遵守すること。
- **預け始めの時期**については、特に注意しきめ細やかな見守りを行うこと。
- うつ伏せ寝や横向き寝を仰向けに直したら、**体位を直したことが分かる記録**をつけること。



4 安全対策の徹底について

(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策

【室内環境（室温、明るさ、寝ている周辺環境）は整っているか】

＜適切でない環境例＞

- 寝ている子どもの頭上の棚に、温度計が置いてあり落下防止策がとられていない。
- 寝ている側の壁に時計がかかっているが、落下防止の補強がされていない。
- 子どもの寝ている顔の側に、布などが置かれている。
- 曇りの日は、子どもの顔色がはっきりと見えない。



4 安全対策の徹底について

(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策

【睡眠チェック表、記録についてのポイント】

- ⦿ 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回の確認が望ましい。
- ⦿ 人任せにしないよう、チェックする担当者を明確にする。
- ⦿ 確認項目（姿勢、顔色、呼吸、体調など）の明記が望ましい。
- ⦿ 乳幼児の体に触れて確認をする。
- ⦿ 体調不良等いつもと違う様子の際は、特に注意する。



4 安全対策の徹底について

(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策

例

令和 ○年 ○月 ○日 (△) 曜日

天気 晴れ

室温 ○℃

湿度 □%

- ☐ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ
- ☐ 乳幼児のそばを離れない
- ☐ 仰向け寝を徹底する（医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く）
※胸が布団についていたらうつぶせ寝であり、仰向けに直す。
- ☐ 保育室内の禁煙を徹底する
- ☐ 厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない

↑ 仰向け ← → 横向き ↓ うつ伏せ 体位を仰向けに直したら矢印を○で囲む

名前	時 間	11:00												
		00	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
目黒 桜子	姿 勢		↑	↑	↑	→	→	→	→	↑	→	→	→	
	顔色・呼吸		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	記 録 者		わ	わ	わ	お	お	お	お	よ	よ	よ		
	備考 (咳等)					咳								

✗ 15分間体位を直していない。

○ 横向きが続く体位を繰り返し直している。



4 安全対策の徹底について

(2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策

保育所等で発生した窒息事故事例

✳2020年2月 A自治体

【概要】 1歳2か月 男児

給食中食べ物（パン、りんご）を詰まらせる搬送先で死亡確認

【原因】 苦手なりんごを食べて欲しいと思い、口の中にりんごが残っている状態で次の食べ物を入れた。

保育園に「給食を時間内に食べさせる」という暗黙のルールがあり、口の中にりんごが残っているにもかかわらず食べさせた。

苦手なものも食べてみる 時間内に食べきる そのこと自体は間違ったことでは無いが、子どもの人権を尊重することが最も大切である



4 安全対策の徹底について

(2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策

保育所等で発生した窒息事故事例

★2022年12月 B自治体

【概要】 0歳児クラス 男児
木製積み木（直径2, 5cm、長さ3cmの円柱）を喉に詰まらせる
低酸素脳症で意識不明

【原因】 口の中に入れて喉に詰まらせるおそれがあるものを児童の手が届く
ところに放置していた

安全チェックシートの活用、日常の点検方法、玩具を
提供する際の点検はどうなっていたのか



4 安全対策の徹底について

(2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策

① 献立作成に関する留意事項

✳ 離乳食献立を作成する

✳ 献立に使用食材を記載する

✳ 使用食材への配慮について

- ・ 誤嚥等による窒息リスクの高い食材を避ける
(丸のままのミニトマト、ウズラの卵、ブドウ、
節分の豆、餅、非加熱りんご(離乳食完了期まで)、
白玉団子、ピーナッツ 等)



4 安全対策の徹底について

(2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策

② 給食提供に関する留意事項

- ✳ 奥歯が生えているか等、どの形態のものが咀嚼できるかを確認する。
- ✳ 乳児及び1歳以上3歳未満児の調理方法、切り方大きさに配慮する。
- ✳ 特別に配慮が必要な児童への提供方法に配慮する。
- ✳ 食品の発注と納品、在庫、品質確認（消費期限の確認）。

4 安全対策の徹底について

(2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策

③ 喫食状況における留意事項

- 食べているときの子どもの様子を継続的に観察する。
- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- 子どもに口にあった量で与える。（一回で多くの量を詰めすぎない）
- 食事の提供中に驚かせない。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。
- 正しく座っているか注意する。（足が床についているか）
- 汁物などの水分を適切に与える。



4 安全対策の徹底について

(2) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策

④ 食物アレルギー対応における留意事項

- 生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有する。
- 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- 食物アレルギーの子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。
- 調味料や加工食品の原材料の確認をする。
- アレルギー児の情報を共有する際に、個人情報の取扱いに十分注意すること。保護者や外部の方に見えるような表示をしない。



4 安全対策の徹底について

(3) プール活動・水遊びや園外保育時間、その他保育中の事故防止対策

プール・水遊び時の留意事項

- プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。



4 安全対策の徹底について

(3) プール活動・水遊びや園外保育時間、その他保育中の事故防止対策

プール・水遊び時の記録表

★ポイント★

- ◆ 監視者名と保育者名を記録することで、役割分担されて保育が行われていたことがわかるように記録する。
- ◆ 水深が浅くても溺れるリスクがあるので、タライに水をいれて行う水遊びには、監視者をたてること。
- ◆ プール・水遊びを終了するまでは、監視の目を離すことがないようにすること。（確実に全員プールから出たことを確認する・水が溜まっていない等の状況になるまで、タオルで体を拭くなどの保育を行わないこと）



4 安全対策の徹底について

(3) プール活動・水遊びや園外保育時間、その他保育中の事故防止対策

散歩記録

- 災害発生時等に所在がわかるよう、出発時刻、現地到着予定時刻、帰園予定時刻など記入することが望ましい。職員体制が適正であることがわかるように、引率者の氏名を入れること。
- 散歩先でも、移動のタイミング等で、人数確認をすることで、園児の見失い、置き去りを防ぐこと。
- 帰園した際に全員が戻ったことを確認し、記録をすること。記録は、散歩に行った職員ではなく、園にいた職員が行うことが望ましい。帰園した際、バギーに園児を残したままなどの置き去りが発生しており、確実に園内に園児が帰ってきたことを確認すること。



根拠：保育所における園外活動時の安全管理に関する留意事項

4 安全対策の徹底について

(3) プール活動・水遊びや園外保育時間、その他保育中の事故防止対策

事故防止対策

① 事故報告書、事故簿、ヒヤリハットの記入と共有

<事故報告書>

通院した怪我に対して記録する。

事故の日時、発生状況、処置、保護者対応等、原因を探り、改善策を話し合い、全職員で共有すること。

- ▶ 都への報告が必要な**1か月以上の継続治療、通院が必要な場合**は目黒区保育課保育支援係へ連絡する。
- ▶ **見失い事故**に関しては、都への連絡が必要となるため、目黒区保育課保育支援係へ連絡する。



根拠：都条例第17条
保育所保育指針

4 安全対策の徹底について

(3) プール活動・水遊びや園外保育時間、その他保育中の事故防止対策

事故防止対策

＜事故簿＞ 起きた怪我やアクシデント、処置が必要だったことについて記録すること。保護者対応を含め、記録をしておくことが望ましい。

記入例

発生日時・場所	○月　○　日（　火　）　9　時　15　分		2歳児保育室
記録者	○○○○		
誰が	○組　　2歳児	名前　○○○	
内容	保育室を歩いていて玩具棚の角におでこをぶつける。		
処置	ぶつけた箇所を確認、赤みあり10分冷やす。		
原因	玩具棚に緩衝材を貼ってあったがとれていることに気づかず、角が出ていた。		
改善点	点検内容に追記した。剥がれたことに気づいたら即対応することを周知し共有した。		
保護者対応	ぶつけた箇所を伝え、痕がないことをお見せし謝罪する。大丈夫ですと笑顔で答えてくださった。		



4 安全対策の徹底について

(3) プール活動・水遊びや園外保育時間、その他保育中の事故防止対策

事故防止対策

<ヒヤリハット> 怪我につながる前のヒヤリ、ハッとした記録を書くこと。
記録方法は問わないが、ヒヤリハットの積み重ねが事故を未然に防いでいくので、意識づけること、気づきを共有すること。

記入例

発生日時・場所	〇月 〇 日 (火) 16 時 00 分		〇歳児保育室
記録者	〇〇〇〇		
誰が	組 歳児	名前	
内容	〇 歳児室で子どもと布を使って遊んでいた。気づいたら床に布が複数枚散らかっていた。踏んで足を滑らせて転倒する危険があると気づき、拾って畳み、棚に戻した。		
振り返り	楽しく遊んでいる時は、遊びを尊重して見守っていくが、タイミングを見ながら片づけるなど環境を整えていくことが必要だと思う。		



4 安全対策の徹底について

(3) プール活動・水遊びや園外保育時間、その他保育中の事故防止対策

事故防止対策

② 保育環境における留意事項

- 口に入れると窒息の可能性のある大きさ・形状の玩具や物については、乳児のいる室内や、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- 定期的に窒息の危険性がある玩具や物が不用意に子どもの手の届くところに無いかを確認し記録する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの興味・発達にあったものを用意する。
- 子どもの手の届くところに、薬品等を置かない。
- 子どもの生活する場所では、上から物が落ちてこないよう落下防止策を講じる。





ご清聴ありがとうございました

